

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画更新年度	令和2年度
主体	能代市

能代市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	能代市環境産業部農業振興課
所在地	秋田県能代市上町1番3号
電話番号	0185-89-2183
FAX番号	0185-89-1774
メールアドレス	nourin@city.noshiro.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	能代市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ニホンザル	水 稻	1.42	350
	野 菜	0.83	295
	果 樹	2.33	405
	小 計	4.58	1,050
ツキノワグマ	水 稻	3.08	849
	野 菜	0.00	0
	果 樹	0.02	21
	養 蜂	7箱	357
	小 計	3.10	1,227
イノシシ			
ニホンジカ	水 稻	1.14	357
	野 菜	0.002	4
	小 計	1.142	361
合 計		8.822	2,638

(2) 被害の傾向

<p>○ニホンザル</p> <p>平成14年、梅内地区で農作物被害が確認されたのをはじまりとして、年々被害地域が拡大し、現在では市の北部、白神山地に接する種梅・常盤両地域全体に広まっている。</p> <p>野菜や水稻、果樹に被害がもたらされており、生産者の意欲が減退し山間農地の不作付地が広がり、荒廃農地化が懸念される。</p> <p>箱わなによる捕獲や銃器による追い上げにより被害抑止に努めているが、サルの警戒心が高まり、人気のない時間帯に田畑へ侵入し被害にあっている。</p> <p>個人の簡易電気柵の設置による被害防止対策が広がり、被害額はわずかに減少している。</p> <p>○ツキノワグマ</p>

ツキノワグマは市の中山間部のほぼ全域で出没が確認されているが、単独や親子で行動するため、群れて行動するサルに比べて動きの把握が難しい。

また、近年では、県内各地で市街地等への出没やクマによる人身被害も発生しており、本市においても住宅地等に隣接する地域での目撃情報や痕跡などの通報が増加している。

○イノシシ

イノシシは小規模ながら農作物の被害が確認されている。目撃情報も増えてきており、繁殖力も高いことから早期対策による封じ込みが必要とされる。

○ニホンジカ

これまで、里山付近での目撃情報があったが、昨年初めてニホンジカによる農作物被害が確認された。今後、群れを形成しての地域定着化が危ぶまれることから対策が必要とされる。

(3) 被害の軽減目標（1割程度の減）

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和5年度）	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
ニホンザル				
水 稻	1.42	350	1.28	315
野 菜	0.83	295	0.75	266
果 樹	2.33	405	2.10	365
小 計	4.58	1,050	4.13	946
ツキノワグマ				
水 稻	3.08	849	2.77	764
果 樹	0.02	21	0.01	19
養 蜂	7箱	357	6箱	321
小 計	3.10	1,227	2.78	1,104
イノシシ	0.00	0	0.00	0
ニホンジカ				
水 稻	1.14	357	0.00	0
野 菜	0.002	4	0.00	0
小 計	1.142	361	0.00	0
合 計	8.822	2,638	6.91	2,050

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	1. 実施隊による檻捕獲(止めさし)の実施並びに焼却処理。 2. 狩猟免許等取得への補助金 上限50,000円×4名 ※R1実績 3件 150,000円 R2実績 0件	実施隊員の高齢化により担い手が不足しており、新規狩猟免許希望者もあまり現れない状況である。 市街地等では有害捕獲が実施できないため、対応方法の整備が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	1. 地域住民による追い払いや実施隊による追い上げ、捕獲の実施。 2. 放任果樹の伐採除去 3. 防護柵設置に対する補助金 上限100,000円×3件 ※R1実績 3件 103,000円 R2実績 0件	実施隊員の高齢化により担い手が不足している。 管理不足による放任果樹が増加している。 ニホンザルについては、追い払いを実施しても一時的な効果しか得られず、人気のない時間帯の対応が困難となっている。

(5) 今後の取組方針

<p>○ニホンザル</p> <p>① 住民自身による追い払い これまで行ってきたロケット花火等による追い払いに加えて、集落全体での監視体制の強化を行うことにより、被害者自身による取り組みを促進する。</p> <p>② 猟友会のわなによる捕獲 サルの学習能力が高く、捕獲頭数はやや横ばいだが警戒心を高め安易な進入への抑止効果も見込めることから継続して実施していく。</p> <p>③ 防護柵の設置に対する助成 予防策として効果をあげている簡易電気柵の普及を推進し、農作物被害の減少を図る。</p> <p>④ ICT新技術等の活用について 個体の把握や追い払い等へのICT新技術の導入を検討する。</p> <p>○ツキノワグマ</p> <p>① 追い払い及び捕獲 これまで、目撃や出没の痕跡があった地域において、パトロール強化やロケット花火等による追い払い、箱わな、銃器による捕獲等を実施し、農作物及び人身被害の防止に努める。 近年、県内でも市街地等へのクマの出没事案が発生していることから、継続して実施していく。</p>

②放任果樹の伐採除去

カキやクリなどで収穫されずに放置されている放任果樹を伐採し、人の生活圏へ誘引の原因を除去することで人身被害を防止する。

③緩衝帯の整備について

市街地周辺の里山に緩衝地帯を整備し、クマの市街地への移動を抑制し、農作物被害及び人身被害を防止する。

④ICT新技術等の活用について

個体の把握や追い払い等へのICT新技術の導入を検討する。

○イノシシ

以前より生息は確認されているが、今年度は農作物への被害は発生していない。引き続き、頭数増加に伴う生息域の拡大防止に努めるべく、各種情報を基に予察捕獲を実施し、被害の未然防止を図る。

○ニホンジカ

昨年、初めてニホンジカによる農作物被害が確認されている。引き続き、繁殖による生息域の拡大に伴う農林業被害や環境悪化を未然に防ぐため、予察的な捕獲を積極的に行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

能代市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を引き続き実施する。捕獲には箱わなや散弾銃を利用し行う。接近しての捕獲が困難な場合は周囲の安全を充分確認の上、ライフル銃を使用し捕獲を行う。

また、住民による狩猟免許取得への助成や、被害者自身による捕獲を促進し、担い手の確保に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3～5	ニホンザル	現有の箱わな13基による捕獲を実施。 必要に応じて銃器による捕獲も行う。
3～5	ツキノワグマ	現有の箱わな11基による捕獲を実施。 必要に応じて箱わなを増設する。 必要に応じて銃器による捕獲も行う。
3～5	イノシシ	現有の箱わなをツキノワグマと併用し捕獲を実施。 必要に応じて箱わなを増設する。 必要に応じて囲いわなを用意し捕獲を行う。 必要に応じて銃器による捕獲も行う。

3～5	ニホンジカ	必要に応じて銃器による捕獲を行う。 必要に応じて箱わなや囲いわなを用意し捕獲を行う。
-----	-------	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>・ニホンザル 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ニホンザル）に基づいた捕獲とする。 農地に出没を繰り返す群れを対象に捕獲を行い、人間との棲み分けと農作物被害の減少を目指す。</p> <p>・ツキノワグマ 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）に基づいた捕獲とする。 農地及び人家周辺に出没を繰り返す個体を対象に捕獲を行い、人身被害の防止と農作物被害の減少を目指す。</p> <p>・イノシシ 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）に基づいた捕獲とする。 各種調査、情報に基づき、被害が無い地域でも予察捕獲を行い生息域の拡大を防ぐ。</p> <p>・ニホンジカ 秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）に基づいた捕獲とする。 各種調査、情報に基づき、被害が無い地域でも予察捕獲を行い生息域の拡大を防ぐ。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）の個体数管理に基づく。		
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）の個体数調整に基づく		
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ニホンジカ）の個体数調整に基づく		

捕獲等の取組内容		
・ニホンザル	手段	銃器、箱わな
	時期	通年
	場所	種梅地域、常盤地域の農地
・ツキノワグマ	手段	銃器、箱わな
	時期	通年

・イノシシ	場所	出沒のある地区
	手段	銃器、箱わな、囲いわな
	時期	通年
・ニホンジカ	場所	目撃又は出沒のある地区
	手段	銃器、箱わな、囲いわな
	時期	通年
	場所	目撃又は出沒のある地区

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
箱わなや散弾銃による捕獲のための接近が困難であり、遠距離からの捕獲が可能である場合、周囲の安全と、特にバックストップを充分確認して実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
能代市全域	ツキノワグマ 人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	ニホンザル	住民による追い払いや監視体制の強化、被害住民自身によるわな猟捕獲に加え、実施隊による銃器と箱わなによる捕獲を行う。
4	ニホンザル	同 上
5	ニホンザル	同 上

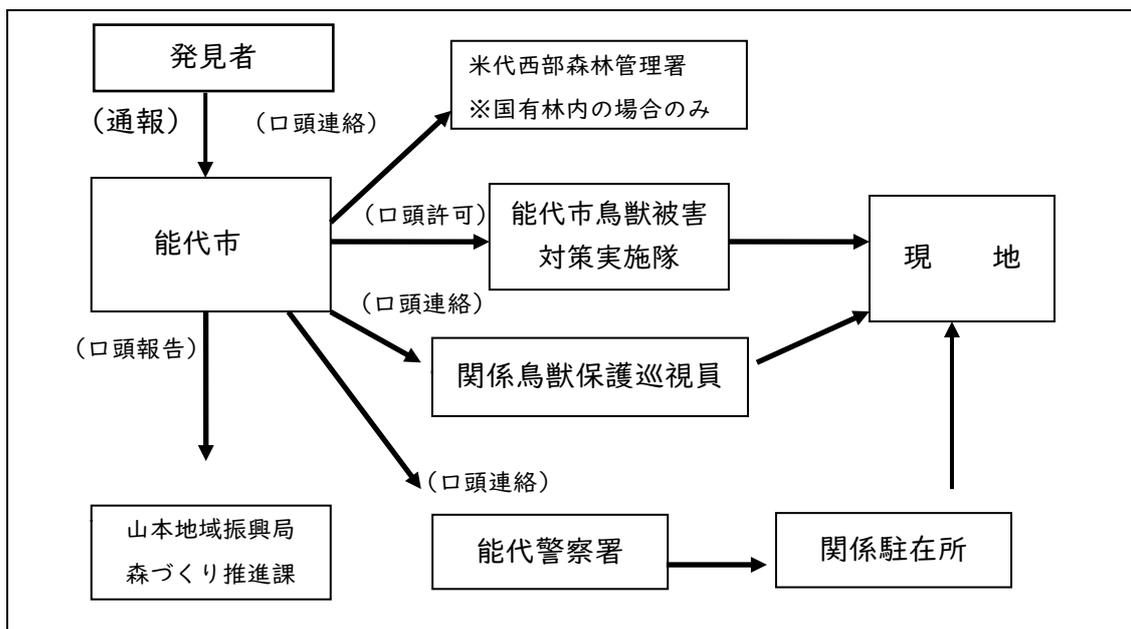
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割

能代市	<p>関係課により現地を確認し状況把握に努め、許可権限を有する機関等へ口頭又は書面による捕獲許可を申請すると同時に防災無線や自治会連絡網を活用し地域住民へ注意喚起を行い、関係部局へ情報提供する。</p> <p>また、警察等と協力し周辺住民の安全を確保しながら実施隊とともに対象鳥獣の捕獲を行う。</p>
山本地域振興局 (森づくり推進課)	書面により対象鳥獣の捕獲許可のほか、指導・助言を行う。
能代警察署	能代市、山本地方連合猟友会に情報を提供すると同時に現場の安全確保を図る。捕獲のための住宅地内における発砲に関しては能代市と協議を行う。
能代市鳥獣被害対策実施隊	能代市からの出動要請のもと、迅速に現場へ出動し対応する。対象鳥獣の捕獲許可のもと、捕獲実施を行う。 住宅地内における銃器の使用については、森づくり推進課及び市や警察と協議の上安全に充分配慮し使用することとする。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用は、需要と供給、流通や販売などの環境が整備されていないことから困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		能代市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称		役割
能代市	環境衛生課	鳥獣保護の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。ツキノワグマによる人身被害を防止する目的に限り口頭又は書面により捕獲許可を行う。
	農業振興課 環境産業課	農林業振興の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。また、協議会の事務局となり、各組織との連携・調整を図る。
能代警察署		銃器や火薬の使用に関する指導・監督や鳥獣害対策への提言・助言を行う。
山本地方連合猟友会		銃器等を用いた追い上げ活動等に直接関わる団体の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
農業関係	J A あきた白神	農業者の組織団体としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
	J A 果樹部会	今後、被害の増加が予想される果樹について、果樹部会のネットワークを活用して、被害や出没状況を把握・報告するとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
	多面的機能発揮促進事業取組団体	農地保全の立場から、事業実施への影響や被害地区の実態をもとに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
自治会、町内会		被害地域の自治会、町内会として、被害や出没状況を把握・報告し、鳥獣害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。
白神森林組合		森林整備・保全の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
鳥獣保護巡視員		鳥獣保護の専門家としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田県山本地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)		行政の上部組織としての立場から、情報提供を行うとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

能代市鳥獣被害対策実施隊は、能代市鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則に定

める者で構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市街地等におけるツキノワグマの出没対応については、体制、役割分担、関係機関ごとの事務分掌、対応方法について別途マニュアルで定める。

重大な人身事故が発生したときは、関係機関と連携し情報共有に努め、速やかに対応する。秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等設置要綱により、ツキノワグマ被害緊急対策会議が設置されたときは、その指示に従う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、隣接する八峰町、藤里町との情報交換を行いながら、広域的な対策について検討する。